



Compliance Risks and a Preliminary Consideration of a Compliance Action Plan from 2021 Onwards 遵守リスク及び 2021 年以降の遵守行動計画に関する予備的検討

1. Introduction

序論

The Compliance Plan currently includes a Three-Year Compliance Action Plan (CAP) which addresses priority compliance risk areas and sets out the work of the Compliance Committee (CC) for a three-year period. The current CAP covers the period 2018 to 2020 inclusive and is provided for reference at **Attachment A**¹. A new CAP will need to be developed from the period from 2021 onwards.

現行の遵守計画には、優先度の高い遵守リスク分野に対応し、また3年の期間にか かる遵守委員会(CC)の作業を定めた「3年間の行動計画」(CAP)が含まれてい るところである。別紙A¹の現行 CAPは2018 - 2020年の期間に対応したものであ り、2021年以降の期間に向けて新たな CAP を策定する必要がある。

The Twelfth meeting of the Compliance Committee (CC12) requested an annual standing item be added to the CC agenda for the Secretariat to review the list of compliance risks (refer to page 1 of CAP) and consider emerging risks², as well as to report on what has been done to mitigate or better quantify those risks.

第12回遵守委員会(CC12)会合は、事務局に対し、遵守リスクのリスト(CAPの 最初のページを参照)をレビューし、形成されつつあるリスクについて検討し²、並 びにそれらのリスクの低減又はより良い定量化のために何が行われたかについて報 告するための常設議題項目を CC の議題に追加するよう要請した。

In addition, CC13 tasked the Secretariat with developing a draft CAP for the 2021 - 2023 period.

さらに CC 13 は、事務局に対し、2021 - 2023 年の期間に対応する CAP 案を作成する 任務を課した。

¹ Note that Attachment A doesn't include the annual ongoing maintenance action items part of the Compliance plan because these are provided with proposed tracked revisions at Attachment C 遵守計画における毎年の 継続的な維持管理行動事項は別紙 C の見え消し修正案に含まれているため、別紙 A にはこれらの事 項は含まれていないことに留意されたい。

² Refer to paragraph 104 of CC12's report CC 12 報告書パラグラフ 104 を参照

This paper provides both:

本文書では以下を提示する。

- Information on the list of current compliance risks as well as comments on what has been done to mitigate or better quantify those risks, and 現行の遵守リスク一覧に関する情報並びにこれらのリスクの低減又はより良い定量化に向けて何が行われたかに関するコメント
- Consideration of a new draft CAP for the period from 2021 inclusive and onwards, including a proposal that a five-year Compliance Action Plan is developed from 2021 onwards.

2021 年以降の期間における新 CAP 案の検討(2021 年以降に関して策定される5 年間の遵守行動計画案を含む)

2. Compliance Risks

遵守リスク

Consideration of Compliance Risks

遵守リスクに関する検討

Appendix 1 (the CAP) of the Compliance Plan is provided at **Attachment A** and includes a list of ten compliance risks³ that were most recently reviewed and revised by CC13 in 2018⁴. The Secretariat currently has no additional risks to propose and has to date not received any proposals from Members to include additional risks. Members are invited to review the current list of compliance risks and consider whether to recommend any updates.

別紙 A に示した遵守計画別添1(CAP)は、直近では2018年のCC13においてレビ ュー及び修正が行われた10項目の遵守リスク³を列記している⁴。現時点におい て、事務局はリスクの追加提案を行う予定はなく、また今日までメンバーからのリ スク追加提案を何ら受領していない。メンバーは、現行の遵守リスク一覧について レビューし、何らかのアップデートを勧告するかどうかを検討するよう招請されて いる。

Progress on Mitigation of/ Better Quantifying Risks リスクの緩和/より良い定量化の進捗状況

The Secretariat has been requested to report back on what has been done to mitigate or better quantify these compliance risks. This information is summarised in Table 1 below. 事務局は、遵守リスクの緩和又はより良い定量化のために何が行われたかについて報告するよう要請されている。この情報を下表1に示した。

Table 1

Compliance Risk Number 遵守リスク 番号	Progress on Mitigating or Better Quantifying the Risk リスクの緩和又はより良い定量化に関する進捗状況
1	 The Secretariat has completed its analyses for the annual Compliance with Measures paper. These analyses include an in-depth analysis of Members' compliance with respect to CDS requirements (CCSBT-CC14/1910/04). This year the paper includes a new section which highlights areas where there appears to be persistent non-compliance. 事務局は、毎年の措置の遵守状況に関する文書の作成に向けた分析を

³ Refer to page 1 of Attachment A 別紙 A の最初のページを参照

⁴ Risks 9 and 10 were added by CC13 CC 13 によりリスク 9 及び 10 が追加された。

	 完了した。これらの分析には、CDS 要件に関するメンバーの遵守状況 に関する詳細な分析が含まれる(CCSBT-CC/1910/04)。本年の当該文 書には、継続的な非遵守が発生していると考えられる分野をハイライ トする新たなセクションを設けた。 Australia is preparing a paper on the potential development of a more formalised CCSBT Compliance Monitoring Scheme (CMS) オーストラリアは、より公式化された CCSBT 遵守モニタリングスキ
	ーム(CMS)の策定に関する文書を作成している。
	 The Secretariat has prepared paper CCSBT-CC14/1910/04 (refer to risk 1 above); CCSBT's current approach to monitoring compliance with measures may be further strengthened by considering development of a more formalised CMS. 事務局は文書 CCSBT-CC/1910/04 (上記のリスク1を参照)を作成した。CCSBT 措置の遵守状況にかかる現行のモニタリング手法は、より公式化された CMS の策定の検討によりさらに強化される可能性がある。
2	 The Secretariat has prepared a new paper specifically on Members' implementation of Ecologically Related Species measures and performance with respect to ERS (CCSBT-CC14/1910/05) as well as the Secretariat's routine paper on the operation of CCSBT measures (CCSBT-CC14/1910/04) 事務局は、メンバーによる生態学的関連種(ERS)関連措置の実施状 況及びパフォーマンスに関する新文書(CCSBT-CC/1910/05)、及び事 務局が通常作成している CCSBT 措置の運用状況に関する文書 (CCSBT-CC/1910/04)を作成した。
	All reported SBT mortalities (actual or estimated) have been counted against
3	 national allocations from the 2018 fishing season onwards (although reporting may not occur until 2019). Members are reporting on actions they are taking to estimate all SBT mortalities. 2018 年から全報告 SBT 死亡量(実際の死亡量又は推定死亡量)が国別 配分量に対して計上されている(ただし、報告は 2019 年まで行われない)。メンバーは、全ての SBT 死亡量を推定するためにとった行動について報告する予定である。 The long-standing issues relating to the farm and market anomalies were discussed with input from appropriate Farm and Market Experts at the 2019 Extended Scientific Committee (ESC 24) meeting and a number of recommendations were agreed/accepted. 長年の課題となっている蓄養及び市場アノマリーに関する問題は、適切な蓄養及び市場専門家によるインプットを得て 2019 年の拡大科学委員会(ESC 24) 会合において議論され、多数の勧告が合意され、又は受け入れられた。
4	 Trygg Mat Tracking (TMT) has been contracted by the FAO (under the Common Oceans ABNJ Tuna project) to undertake some Automatic Identification System (AIS) analyses to improve the CCSBT's understanding of the risk of IUU SBT fishing activities occurring in SBT fishing grounds, including identifying events which may indicate that transhipments are occurring between non-CCSBT-authorised fishing vessels and authorised fishing vessels or carrier vessels (whether CCSBT-authorised or not) within SBT fishing areas. The results of these analyses will be reported to CC14. Trygg Mat Tracking (TMT) は、SBT 漁場で発生している IUU SBT 漁業 活動のリスクに関する CCSBT の理解を改善するための自動船舶識別 装置 (AIS) の一部データの解析 (SBT 漁業水域における非 CCSBT 許

可漁船と許可漁船又は運搬船(CCSBTの許可の有無を問わず 転載が行われていることを示している可能性がある事象の特定 む)に取り組むため、公海 ABNJ まぐろプロジェクトの下に 約した。これらの解析結果は CC 14 に対して報告される予定	官を含 FAO と契
 The Secretariat has maintained its relationships with other relevant a concerned with international fisheries compliance (refer to paper CC CC14/1910/12) 事務局は、国際的な漁業の遵守に関連するその他の機関との関持した(文書 CCSBT-CC/1910/12 を参照)。 	SBT-
As per compliance risk #5 including correspondence with Namibia	
・ As per compliance fisk #5 including correspondence with National 上記の遵守リスク5と同様(ナミビアとのやりとりを含む)	
6 The 2019 ESC meeting will be reviewing an updated analysis of SB' non-Members 2019 年の ESC 会合では、非メンバーによる SBT 漁獲量の解析 プデートについてレビューする予定である。	·
	istics and
 The Secretariat is now using COMTRADE as its source of trade stat has examined the annual summary of trade data available for 2016 - (refer to paper CCSBT-CC14/1910/10) and has contacted some Men non-Members seeking further information on trade data and/or adviss the requirements of CCSBT's CDS (<i>e.g.</i> Canada, Lebanon, Mauritiu Namibia) 事務局は、現在、貿易統計の情報ソースとして COMTRADE & ており、2016-2018 年に関して利用可能な貿易データにかか、 マリーを精査し、貿易データに関するさらなる情報の要請及び 	2018 nbers and ing about s and を利用し る年次サ
CCSBT の CDS 要件に関する伝達のため、一部のメンバー及ひ バー(例えばカナダ、レバノン、モーリシャス及びナミビア) した。	バ非メン と接触
Additional mitigation measure checks have been included within An	
(inspection reporting form) of The Resolution for a CCSBT Scheme	for
Minimum Standards for Inspection in Port, however little new inform	nation has
been collected to date from this inclusion	
追加的な緩和措置の確認には、港内検査の最低基準を定めた	CCSBT
制度に関する決議の別添 B(検査報告書様式)が含まれている	るが、こ
れを通じて今日までに収集された新情報は乏しい。	
 ERSWG 13 recommended improving the spatial and temporal resoludata captured in the ERSWG Data Exchange template and also agreed principle support of a joint BirdLife/CCSBT Secretariat proposal, "to the implementation of ERS measures through outreach/education and compliance with measures", that was requested by CC 13. ERSWG 13 は、ERSWGデータ交換テンプレートにおける捕獲の空間的・時間的解像度を改善するよう勧告し、また CC 13 症請であった「アウトリーチ/教育活動を通じた ERS 措置の実満及び措置の遵守状況の確認のための」バードライフ/CCSBT 	ed in- o enhance d to verify データ からの要 施の強化
よる合同提案を原則的に支持することに合意した。	

	I
9	 The draft Transhipment Letter of Understanding (which is proposed to replace the Transhipment MoU) with IOTC⁵ would facilitate better sharing of all transhipment observer programme information between the IOTC and the CCSBT. IOTC との転載に関する基本合意書案(転載 MoU との置き換えが提案 されているもの)は、IOTC⁵ と CCSBT との間における転載オブザーバ ー計画に関する全情報の共有をより促進するものと考えられる。
10	 The CCSBT adopted the Resolution to Align CCSBT's Ecologically Related Species measures with those of other tuna RFMOs in October 2018 which includes a requirement for the Secretariat to annually present a report to the CC on Members' implementation of ERS measures. This report will be presented to the CC (CCSBT-CC19/1910/05) and should assist with improving overall transparency and implementation in this area. CCSBT は、2018 年 10 月に CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他 のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議を採択した。同決議 には、事務局が CC に対してメンバーの ERS 措置の実施状況に関する 報告書を毎年提出するとの要件がある。本報告書は CC に対して提出 される予定 (CCSBT-CC/1910/05) であり、この分野にかかる全体的な 透明性と実施状況の改善に資するものと考えられる。 ERSWG 13 recommended improving the information on usage of seabird mitigation measures and the spatial and temporal resolution of data captured in the ERSWG Data Exchange template and also agreed in-principle support of a joint BirdLife/CCSBT Secretariat proposal, "to enhance the implementation of ERS measures through outreach/education and to verify compliance with measures", that was requested by CC 13. ERSWG 13 は、海鳥混獲緩和措置の使用状況に関する情報の改善及び ERSWG データ交換で捕捉されるデータの空間的・時間的解像度の改善 を勧告し、また CC 13 からの要請であった「アウトリーチ/教育活動 を通じた ERS 措置の実施の強化及び措置の遵守状況の確認のための」 バードライフ/CCSBT 事務局による合同提案を原則的に支持すること に合意した。

3. Consideration of a Compliance Action Plan (CAP) 遵守行動計画(CAP)の検討

Proposed 5-Year CAP from 2021 Onwards 2021 年以降の5 年間のCAP に関する提案

Currently, as specified in the Compliance Plan, the CAP covers a three-year period. In recent years, developing new CAPs has been quite a resource-heavy process since they have typically been drafted over a two-year period.

現状では、遵守行動計画が定めるとおり、CAPは3年の期間を対象としている。近年は、CAP案のドラフトに通常2年間を費やしており、新たなCAPの策定作業は非常にリソースを要するプロセスとなってきているところである。

⁵ The Indian Ocean Tuna Commission インド洋まぐろ類委員会

In order to enable planning for longer periods and to reduce the resourcing burden on both Members and the Secretariat, the Secretariat proposes that CC14 considers:

より長期間を対象として計画することを可能とし、またメンバーと事務局双方のリ ソースの負担を軽減することができるよう、事務局は、CC 14 に対して以下を検討 するよう提案する。

- Extending the CAP to cover five years, *i.e.* the next CAP would be for the period 2021 to 2025, noting that it is a 'living' document; and CAPが「生きた」文書であることに留意しつつ、CAPの対象期間を5年間に延長し、すなわち次期CAPの対象期間を2021年から2025年までの期間とすること。
- Revising the Compliance Plan correspondingly to specify a five-year (or potentially a multi-year) CAP rather than the current 3-year plan. Suggested revisions to the Compliance Plan are provided for Members' consideration at Attachment B. CAP を現行の3年間ではなく5年間(又は複数年)を対象に定めることに対応する形で遵守計画を改正すること。メンバーによる検討のため、遵守計画改正案を別紙Bに示した。

If Members support the proposal to have a 5-year CAP in future then it would be important to ensure that revisions to an existing five-year CAP could be proposed at any time, *i.e.* that the CAP be considered a 'living' document. This could be quite pertinent because the CCSBT's next Performance Review is scheduled for 2021. The CC will likely consider the Performance Review recommendations during 2022 and may wish to incorporate some action items into the existing CAP to address those prior to 2025.

メンバーが将来の CAP を5年間とするとの提案を支持する場合は、既存の5年間の CAP の改正をいつでも提案できるよう確保しておくこと、すなわち CAP を「生き た」文書と見なしておくことが重要である。このことは、CCSBT の次回のパフォー マンス・レビューが 2021 年に予定されていることからも極めて妥当と考えられる。 CC は 2022 年のパフォーマンス・レビュー勧告について検討する可能性が高く、ま た 2025 年を待たずに一部の行動事項に対応するため、これらを既存の CAP に取り 入れることを希望する可能性がある。

4. Action Items for Potential Inclusion within the Next CAP 次期 CAP に取り入れる可能性がある行動事項

The current CAP is split into two parts: 現行 CAP は、以下 2 つのパートで構成されている。

- 1) Table 1: Project action items, and 表 1: プロジェクト行動事項
- 2) Table 2: Annual ongoing maintenance action items. 表 2:毎年の継続的な「維持管理」行動事項

4.1 Project Action Items

プロジェクト行動事項

In consultation with the CC Chair, the Secretariat has identified a number of work areas that could be included within the next CAP. Members are invited to consider these (refer to sections 4.1.1 to 4.1.9 below) as well as any additional areas, and recommend project areas/action items to include within the next draft CAP.

事務局は、CC 議長との相談の下、次期 CAP への取り入れが考えられる多数の作業 分野を特定した。メンバーは、これらの事項(以下のセクション 4.1.1 から 4.1.9) 及びさらなる追加的分野について検討するとともに、次期 CAP 案に取り入れるプロ ジェクト分野/行動事項について勧告するよう招請されている。

4.1.1 Electronic Catch Documentation Scheme (CDS) 電子漁獲証明制度 (CDS)

The CCSBT currently has a paper-based CDS. CC12 noted there was general agreement that the CCSBT should be moving towards an eCDS, but that issues such as costs and administrative burdens need to be minimised for an eCDS.

現在、CCSBTは紙ベースのCDSを運用している。CC12は、CCSBTは eCDS に向かうべきとの全体的な合意があるものの、eCDS に関する費用や事務負担といった課題を最小化する必要があることに留意した。

Since 2018 the Secretariat has been using TUFMAN 2 as the foundation for its database upgrade work. One benefit of TUFMAN 2 is that the estimated costs for developing an eCDS on this new platform for either the draft new CDS or the current CDS appear to be quite low and manageable compared to past estimates. The Secretariat has estimated that the costs involved should be approximately AUD \$120,000 plus GST or AUD \$150,000 plus GST respectively - refer to paper CCSBT-TCWG/1910/05 for more detailed information. 2018 年以降、事務局は、データベースのアップグレード作業の基礎として TUFMAN 2 を活用している。TUFMAN 2 の利点の1つは、この新プラットフォーム を用いて eCDS を開発するための推定費用について、新 CDS 案又は現行 CDS のい ずれをベースとしても、以前の推定費用に比べて大幅に安価かつ対応しやすい金額 になると考えられることである。事務局は、必要となる推定費用について、それぞ れ約 120,000 豪ドル+GST 又は 150,000 豪ドル+GST と見込んでいるところである。詳細な情報については CCSBT-TCWG/1910/05 を参照されたい。

If Members can agree to form designs for an eCDS, some eCDS action items could be included within the next CAP.

メンバーが eCDS のデザインを設計することに合意できれば、一部の eCDS 関連の 行動事項を次期 CAP に取り入れることが考えられる。

4.1.2 **On-line Data Submission and Reporting** オンラインによるデータ提出及び報告

The Secretariat has already commenced working on an on-line data submission project (TUFMAN 2-based) to help to improve the efficiency of the Secretariat's management of information sets. This work is scheduled for 2019 – 2021 inclusive and includes: 事務局は、事務局による情報セットの管理効率を改善することに資するオンライン によるデータ提出プロジェクト (TUFMAN 2 をベースとするもの) に関する作業を既に開始しており、2019-2021 年の期間に以下の作業が予定されている。

- 2019: Implementation of essential prerequisite elements, on-line submission and access to monthly catch reports and authorised validators.
 2019 年:根幹的な前提条件となる要素の導入、月別漁獲報告及び権限を付与された確認者にかかるオンラインでの提出及びアクセス
- 2020: On-line submission of authorised vessels (both single and multiple upload); and an automated reminder system.
 2020年:許可船舶にかかるオンラインでの提出(1件及び複数件アップロードの両方)、自動リマインダーシステム
- 2021: Maintenance and bug fixes as required.
 2021 年:必要に応じたメンテナンス及びバグ修正

There is scope for further development work to be done in this area from 2022 onwards and associated action items could be included within the next CAP.

この分野については 2022 年以降もさらなる開発作業が行われる見込みであり、次期 CAP に関連する行動事項を含めることが考えられる。

4.1.3 Implementation of electronic observation technologies 電子的観察技術の導入

The 2015-2017 CAP included a project action item (8.3.1) to:

2015-2017年の CAP には以下のプロジェクト行動事項(8.3.1)が含まれていた。

- a) i) Explore the costs and benefits of/ test the utilisation of electronic observation technologies to supplement traditional human observer coverage programmes;
 伝統的な人によるオブザーバー計画を補完する電子的観察技術の費用対効果を調査する/利用試験を行う。
- *ii)* Depending on the results of the analyses in a) i), consider implementing electronic observation technologies.
 - a) i)の分析結果を踏まえ、電子的観察技術の導入を検討する。

The CCSBT has not yet formally incorporated these new technologies into its measures and it may be beneficial for the CCSBT to set standards for electronic observation technologies for the future.

CCSBTは、これらの新技術を委員会の措置にまだ正式には取り入れておらず、将来 に向けて電子的観察技術に関する基準を定めることは CCSBT にとって有益である 可能性がある。

4.1.4 Enhanced VMS/vessel positional reporting requirements⁶ 強化VMS/船位置報告要件⁶

Current CCSBT VMS arrangements could be improved by strengthening the technical requirements in paragraph 4 of the Resolution and by making (real time) VMS data available to the Secretariat to help ensure compliance with CCSBT Conservation and Management Measures (CMMs). The availability of real-time VMS data could also facilitate consideration of other VMS-based functionality such as electronic catch reporting, an integrated CDS and greater product traceability.

CCSBTにおける現行の VMS 取決めは、決議パラグラフ4における技術的要件の強化、及び CCSBT 保存管理措置(CMM)の遵守の確保に資するべく事務局に対して(リアルタイム)で VMS データを利用可能とすることにより改善が可能と考えられる。また、リアルタイムで VMS データを利用可能とすることは、電子的漁獲報告、統合 CDS 及びより優れた製品のトレーサビリティといったその他の VMS ベースの機能の検討の促進にもつながるものと考えられる。

⁶ Some of the text in this section has been taken from paper CCSBT-CC/1610/11 本セクションの文言の一部 は文書 CCSBT-CC/1610/11 から引用した。

Note that the CC is currently still considering potential improvements to its VMS arrangements and is monitoring the work IOTC is doing on options to strengthen its VMS. 現在、CC は VMS 取決めの改善の可能性について検討しているところであり、VMS 強化のためのオプションにかかる IOTC の作業をモニタリングしているところであ る点に留意されたい。

4.1.5 **Transhipment** 転載

The CC has defined risk 4 of its CAP as the, "Risks associated with transhipments ….". In addition, the 33rd Session of COFI⁷ (Rome, Italy, 9-13 July 2018) expressed concern about transhipment activities and called for an "In-depth Study on Transhipment" to support the development of FAO guidelines for regulating, monitoring and controlling transhipment. The results of this study will be presented at the 34th Session of COFI in 2020. CC は CAP のリスク 4 として「転載…に伴うリスク」を定義している。さらに、第 33 回 COFI⁷会合(2018 年 7 月 9–13 日、イタリア・ローマ)では転載活動に関する 懸念が表明され、転載の規制、監視及び管理のための FAO ガイドラインの策定に資 する「転載に関する詳細な研究」が呼びかけられた。本研究の結果は、2020 年の第 34 回 COFI 会合で発表される予定である。

Taking into consideration general concerns about the risk of Illegal Unreported and Unregulated (IUU) fish entering supply chains during transhipment activity, and potentially also the results from Trygg Mat Tracking's analyses of Automatic Identification System (AIS) data and/or, Members could consider including action items to further examine any IUU SBT transhipment risks or limitations with CCSBT's transhipment monitoring programme which it shares with the IOTC and ICCAT⁸.

転載活動を通じて違法・無報告・無規制(IUU)の魚がサプライチェーンに流入するリスクに関する一般的な懸念、及び Trygg Mat Tracking による船舶自動識別装置(AIS)データの解析結果に関する検討を踏まえ、メンバーは、IUU SBTの転載リスク又は IOTC 及び ICCAT と共有している CCSBT 転載監視計画の限界についてさらに精査するための行動事項を検討することが考えられる。

4.1.6 Farm and Market 蓄養及び市場

ESC 24 agreed and/or accepted a number of recommendations made by the Farm and Market Experts who attended that meeting. In order to ensure these are progressed an action item could be added into the next CAP to consider and then implement ESC 24's farm and market recommendations as appropriate.

ESC 24 は、当該会合に参加した蓄養及び市場専門家による多数の勧告に合意し、及び/又はこれを受け入れた。これらの勧告の進捗を確保することができるよう、 ESC 24 による蓄養及び市場に関する勧告を検討し、及び適切に実施するための行動 事項を次期 CAP に加えることが考えられる。

4.1.7 Quality Assessment Review Programme 品質保証レビュープログラム

There are two remaining project action items (9a and 9b) scheduled in the current CAP for 2019 and 2020 which are:

⁷ The Committee on Fisheries which is a subsidiary body of the FAO FAO 評議会の補助機関である水産委員会

⁸ International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas 大西洋まぐろ類保存国際委員会

現行 CAP において、2019 年及び 2020 年に予定されている残りの行動事項(9a 及び 9b)は以下のとおりである。

9.b) Once all of the initial round of on-site QARs have been completed, review the value of the information obtained and any remedial actions taken by Members, and determine whether to continue with the QAR process

全メンバーにおいて最初の現地 QAR ラウンドが完了した後、得られた情報の価値及びメンバー によってとられたあらゆる是正措置に関するレビューを行い、QAR プロセスを継続するかどうか について決定する。

9.c) If continuing with a new round of QARs: QAR を新たなラウンドにより継続する場合、 i) Review and revise the QAR terms of reference as appropriate to define: 以下を明示するため、QAR の付託事項を適切にレビューし改正する。 - which CCSBT measures should be assessed by future QARs, 将来のQAR において評価されるべき CCSBT 措置 - a concise format for the presentation of future QAR executive summary information, 将来における QAR 総括情報のプレゼンテーションに関する簡潔なフォーマット ii) Determine whether any targeted⁹ QARs need to be conducted. 対象を絞った⁹ 特別な QAR の実施が必要かどうかを決定する。

Depending upon the outcome of these items, Members may wish to propose further QAR action items for the next CAP.

これらの事項の成果によっては、メンバーは次期 CAP へのさらなる QAR 関係の行動事項の提案を望む可能性がある。

4.1.8 Monitoring Advances in Genetic Identification of Tuna Species まぐろ類の遺伝子による種同定に関する進歩のモニタリング

Project action item 8 in the existing CAP notes that regular report-backs on R and D on new technologies & tools to aid observers, certifiers, and validators to identify SBT (in particular once processed) should be provided by Members, in particular developments in the effectiveness and availability of practical on-site genetic testing kits for tuna species identification.

既存の CAP のプロジェクト行動事項 8 では、メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者が SBT(特に一次処理されたもの)を同定するのを支援するための新技術及びツール(特にまぐろ類の種同定のために現場で使用可能な遺伝子検査キットの有効性及び利用可能性に関する開発状況)に関する調査及び開発の状況を定期的に報告することとされている。

This is an important evolving area that would benefit from continued monitoring and reportbacks which Members strongly endorsed at CC11.

本件は、継続的なモニタリング及び報告によって利益が得られる重要な革新的分野 であるとして、CC 11 においてメンバーが強く承認した事項である。

4.1.9 Capacity Building

キャパシティ・ビルディング

Project action item 11 in the existing CAP allows for capacity building "missions" for developing State Members. It is important to retain as it aligns Goal 10 of the CCSBT's Strategic Plan (Supporting developing countries).

既存の CAP におけるプロジェクト行動事項 11 では、発展途上のメンバーに対する

⁹ A 'targeted' QAR may be conducted in cases where there are concerns about a specific Members' systems and processes, in which case that Member may be nominated to participate in an ad hoc and specifically targeted QAR 「対象を絞った」QAR は、特定のメンバーの制度及びプロセスに関する懸念があり、当該メンバーが対象を絞った特別な QAR に参加するよう指名された場合に実施することができる。

キャパシティ・ビルディング「ミッション」が可能となっている。本件を CCSBT 戦略計画のゴール 10(途上国支援)と調和する形で保持することが重要である。

4.2 Maintenance Action Items 維持管理行動事項

The Secretariat proposes that maintenance action items could remain very similar in the next CAP with minor updates where appropriate.

事務局は、維持管理行動事項について、必要に応じて微修正を加えつつ、次期 CAP でもこれを類似した形で維持することを提案する。

Some initial minor proposed revisions to maintenance action items are provided at **Attachment C**. It would be useful if Members could indicate whether this draft attachment should be included as part of the draft proposed CAP to be considered by CC15. 維持管理行動事項に対する当初の微修正案は**別紙 C**のとおりである。ここに添付し

た別紙を CC 15 により検討される CAP 案の一部として含めるべきかどうかについて、メンバーの指示を得られれば有益と考えられる。

5. Recommendations

勧告

CC14 is invited to:

CC 14 は以下を招請されている。

Note the progress made on mitigating or better quantifying the compliance risks (Table 1);

遵守リスクの緩和又はより良い定量化に関して行われた進捗(表1)について留意すること

• Review the list of current compliance risks at **Attachment A** and consider whether to recommend any updates;

別紙Aに示した現行の遵守リスク一覧をレビューし、何らかのアップデート を勧告するかどうかについて検討すること

- Recommend whether to transition to a 5-year CAP from 2021 and if so: 2021 年から 5 年間の CAP に移行するかどうかを勧告すること。是の場合、
 - Recommend whether to agree the associated proposed revisions to the main body of the current Compliance Plan at Attachment B;
 別紙 B に示した現行遵守計画本文への関連修正案に合意するかどうか について勧告すること
- Make preliminary recommendations about priority compliance project areas/action items that should be included within the next draft CAP for consideration at CC15; and

CC 15 において検討される次期 CAP 案に含めるべき優先度の高い遵守プロジェクト分野/行動事項に関する予備的な勧告を行うこと

Make a preliminary recommendation on whether the proposed revised maintenance action items should be rolled over to the next CAP (Attachment C).
 維持管理行動事項の修正案(別紙C)を次期 CAP に引き継ぐべきかどうかに 関する予備的な勧告を行うこと

Prepared by the Secretariat 事務局作成文書

別添1.3年間の行動計画(2018-2020年)

この計画は、2018-2020年の3年間における各ゴール及び戦略に基づく行動を定めるものである。

2010年10月の拡大委員会(EC)は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理 を特に重視すべきことに合意した。

CC 11は、過去に特定された遵守リスクのレビューを行い、2018 - 20年の遵守行動計画(CAP)を策定する際に考慮されるべき改 定遵守リスクリストを以下のとおり策定した。掲げられたリスクの順序に特別な意味はない。

- 1) CDSの非遵守又は不完全な実施
- 2) CCSBTの合意された保存管理措置にかかるメンバーの不完全な実施
- 3) SBT死亡量の不完全な報告及び国別配分量に対するSBT死亡量(遊漁、沿岸零細漁業、投棄、蓄養セクターの漁獲量、蓄養 以外の商業セクターの漁獲量)の不完全な計上
- 4) 転載(港内及び洋上の両方)に伴うリスク(製品の追跡の困難性、製品の無許可持込みの防止、及び洋上において製品が転載される際の違反を確認する(SBTの種同定を含む)転載オブザーバーにかかる制約を含む)
- 5) 別魚種(SBT以外の魚種)として水揚げされるSBT
- 6) 非協力的非加盟国 (NCNM) によるSBTの漁獲
- 7) CCSBTのCDS文書の提出に協力しないSBT市場の拡大
- 8) SBT以外の種(海鳥を含む)の混獲にかかる不完全又は不正確な報告
- 9) 機密上の制約及び/又は関連するデータ交換/協力協定がないことによる、一部のRFMOとの関連する遵守情報の相互共有 にかかる限定的な能力

10)法的拘束力のある及び勧告されているERS措置に関する船団の遵守状況にかかる限定的な情報

表1では、プロジェクト行動事項を列記している。次ページ以降の表1中の影付きセルは、行動の実施が予定されている年を表 す。

表2では、継続的な維持管理行動事項を列記している。

表1:CAPプロジェクト行動事項

ゴール8 - 監視、管理及び取締り

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.2 MCS 戦略を 策定し実行する	1	メンバー及び遵守委員会による遵守/MCSの計画及び優先順位付けと 一貫性のある協調的な手法を促進するため、最も遵守リスクの高い分 野を特定する。	メンバー		継続	
8.3 遵守を強化 する (MCS 制度 及び業務)	2	遵守計画のレビューを行う。	メンバー/ 事務局			
	3 a	CDS決議に関して、 a) CDS決議改正案(2016年)における未解決の課題について、2018 年の休会期間中に引き続き対応していくことが合意された。これらの 課題が解決されなかった場合は、2016年の決議改正案を否決するかど うかについて検討するとともに、合意済みの修正部分(及び/又は追 加的な提案)を特定し、これを新たな CDS決議改正案に取り入れるか どうかについて決定する。	メンバー			
	3b	b) 既存の制度のレビューを行いつつ、CDS 決議に関する将来的な作業 の優先順位、特に CCSBT として将来的な eCDS の導入費用の削減をど のように計画するのか、及び導入開始の時期について決定し、これを 文書化する。	メンバー			

表1: CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール 8 - 監視、管理及び取締り(続き) 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する								
遵守計画 戦略 No.	事項番号 優先行動 責任 2018					2020		
	4a	VMS 情報に関して、 a) 既存の CCSBT 保存管理措置を強化するために必要となる CCSBT の VMS 取決めの強化にあたり、例えば操業データ (CDS 及び転載データ を含む) に対して VMS データを突き合わせる能力など、情報のギャ ップがある分野を特定する。	メンバー/ 事務局					
8.3 遵守を強化 する (MCS 制度 及び業務) (続き)	4b	b) 上記 a) により特定された情報のギャップに対応するためにメンバー の VMS データが利用可能となるよう適切な VMS 取決めを決定し、こ れを導入するとともに、CCSBT の VMS 決議のレビューを行い、適切 にこれを改正する。	メンバー/ 事務局					
	5a	以下の CCSBT 決議について、適当な場合はこれのレビューを行い、 改正する。 a) 港内検査の最低基準に関する決議	メンバー/ 事務局					
	5b	b) CCSBT の IUU 船舶リスト決議(特に、拡大委員会による合意に従い、状況に応じて、他の全てのまぐろ類 RFMO/関連する機関との相互掲載の実施を促進するための相互掲載規定)	メンバー/ 事務局					
	6	海鳥混獲緩和措置の効果的なモニタリングのオプション(港内検査の 実施時を含む(メンバー)、及び転載監視計画の一環として(事務 局))を検討する。	メンバー/ 事務局					

表1: CAP プロジェクト行動事項(続き)

ゴール8-監視、管理及び取締り(続き)

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.5 <i>遵守に関す</i> るデータの交換	7	CCSBTのMCSに関する情報収集及び共有政策(遵守政策ガイドライン4)に、IUU漁業の特定に資する利用可能な情報/機密情報を適時的かつ安全な形で事務局及び/又はメンバーと共有することができる効果的なプロセスが含まれるよう確保するため、これをレビューする。	メンバー/ 事務局			
8.7 <i>調査及び開 発</i>	8	メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者が SBT (特に一次処理されたもの)を同定するのを支援するための新技術及 びツール(特にまぐろ類の種同定のために現場で使用可能な遺伝子検 査キットの有効性及び利用可能性に関する開発状況)に関する調査及 び開発の状況を定期的に報告する。	メンバー			

表1: CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール9 - メンバーの義務

全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する

遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
9.1 メンバーの 制度及びプロセ スを監査する	9a	各メンバーに対して定期的な品質保証レビュー(QARs)を実施するた めの総合プログラムの実施を継続する。また、リスク評価による助言 に基づき、対象を絞った特別な QAR を実施する。 a)i)全メンバーに対する最初の QAR ラウンドが完了するまで、各年に 最低1ヵ国の QAR を実施する。 ii)事務局に対し、将来的には既存の QAR プロセスと併せて活用する ものであって、独立的に実施される可能性もある、遵守上重要な問題 であるかどうかを判断するための CCSBT 遵守評価プロセス(及び関 連する措置)について調査し、これを立案するよう要請する。	メンバー/ 事務局			
	9b	b) 全メンバーにおいて最初の現地 QAR ラウンドが完了した後、得ら れた情報の価値及びメンバーによってとられたあらゆる是正措置に関 するレビューを行い、QAR プロセスを継続するかどうかについて決定 する。	メンバー			
	9c	 c) QAR を新たなラウンドにより継続する場合、 i) 以下を明示するため、QAR の付託事項を適切にレビューし改正する。 将来の QAR において評価されるべき CCSBT 措置 将来における QAR 総括情報のプレゼンテーションに関する簡潔なフォーマット ii) 対象を絞った¹ 特別な QAR の実施が必要かどうかを決定する。 	メンバー/ 事務局			
9.2 是正措置及 び改善	10	特定された非遵守事例(全世界のSBTのTACに関するもの以外)及 びこれに対してとられた是正措置の記録を公開するために是正措置政 策をさらに改正すべきかどうかについて検討及び決定する等、是正措 置政策の見直しを行う。	メンバー/ 事務局			

¹「対象を絞った」QARは、特定のメンバーの制度及びプロセスに関する懸念があり、当該メンバーが対象を絞った特別な QAR に参加するよう指名された場合に実施するこ とができる。

表1: CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール10 - 途上国支援								
途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。								
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任 2018 2019 2020					
10.1 遵守支援	11	発展途上国であるメンバーを支援するためのキャパシティ・ビルディ ングの必要性にかかるターゲット分析及び遵守「ミッション」	メンバー/ 事務局	要請に応じて				

統合され、目標	ゴール8 - 監視、管理及び取締り 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴール にかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.							
	12	採択された決議及び決定の実施を継続する。	メンバー/ 事務局				
	13 a	以下を管理・強化する。 a) 合意済みの保存管理措置のリスト	事務局				
8.1 合意された MCS 措置を実 行する	13b	b) 策定済みの最低履行要件(MPRs)、特に既存の決議が改正された場合おける所定の報告措置、並びに新たに採択された決議(例えば大型流し網漁業に関する決議)に関する新たな MPR の策定	事務局				
	13c	c) メンバーが義務及び合意された MPRs に対する履行状況を報告する ための関連する統一的な国別報告書テンプレート	事務局				
	14	履行報告制度(事務局による措置の遵守及び CCSBT 措置の運用に関す る報告)を実施する。	事務局				
8.3 <i>遵守を強化</i> する (MCS 制 度及び業務)	15	他の地域漁業管理機関(RFMOs)及び国際的なネットワーク(国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等)との関係を維持及び強化する。	事務局				

ゴール8 - 監視、管理及び取締り(続き) 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴール にかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.						
8.4 SBT 市場の <u>拡大を監視す</u> る	16	SBT の新市場に関する定期的なモニタリング(SBT 貿易/市場データのレビュー及びトレンド分析を含む)	メンバー/ 事務局			
8.5 <i>遵守に関す</i> るデータを共 有する	17	漁獲量及び漁獲努力量データ、及び IUU 漁業の特定に資する利用可能 なあらゆる情報/機密情報を共有する。	メンバー/必 要に応じて事 務局			
8.6 事務局によ	18	MCS データを分析し傾向を報告する(毎年)。また、提出されたデー タに基づき、MCS 措置の有効性にかかる評価を報告する。 こうした分析には、SBT 以外の混獲情報の収集及び提出に関して確認 されたあらゆる非遵守に関する年次総括を含むべきである。	メンバー/ 事務局			
る MCS 業務	19	WCPFCの ROP 転載オブザーバーの相互承認を含め、全ての転載オブ ザーバーが CCSBT の義務についての訓練を受けていることを確保する (SBT を含む転載である場合)。	Secretariat 事 務局			

<i>ゴール9 – メンバーの義務</i> 全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任			
9.2 是正措置及 び改善	20	CCSBT ウェブサイトの公開エリアにおいて、全世界の SBT の TAC に かかるメンバー/CNM の国別配分量に関する非遵守事例、及び関連す るメンバー/CNM によってとられた是正措置の詳細をアップデートす る。	事務局			

ゴール10 - 途上国支援 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することが できる。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
10.1 遵守支援	21	MCS 制度に関するベスト・プラクティス及び情報の特定及び共有を継続する。	メンバー/ 事務局

ール11 - CCSBT への参加 寄港国及び市場国が CCSBT の目的及び管理取決めに協力するよう要請する。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
11.1 包括的な 協力	22	貿易及び市場分析により、並びにメンバーから提供される全ての情報 (例えば IUU 漁業に関する証拠)を用いて、協力要請を行う必要があ る非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。	メンバー/ 事務局
	23	適当な場合は、当該国を委員会に通報する。	メンバー/ 事務局

CCSBT 遵守計画

(第2625-回委員会年次会合(20198年10月178日)改正)

目的

遵守計画は、2015年10月に承認された CCSBT 戦略計画を支持する。遵守計画は、 特にカテゴリーCに関するビジョンを支持する。

「メンバーは、委員会を通じてSBT の管理に積極的に参加し、

その決定を実施する。」

遵守計画の目的は、委員会及びそのメンバーに対して、それらの CCSBT 保存管理 措置に対する遵守を向上させ、将来的にその完全遵守を達成させる枠組みを示すこ とである。

遵守計画は、優先的な遵守リスクに取り組むための「<u>5</u>3-年間の行動計画」を含んでいる。当該行動計画は、少なくとも<u>5</u>3-年に一度レビューされ、追認されるか又は更新される。したがって、行動計画は、「生きた」文書であり、重点項目は時間とともに変更される。

この文書において、メンバーには、拡大委員会の協力的非加盟国(CNM)が含まれ、全ての委員会には拡大委員会(EC)も含まれる。

構成

この計画は、以下に掲げる5つのパートから構成されている。

- 1. ゴール及び戦略
- 2. 遵守に関する原則
- 3. 役割及び責任
- 4. 計画実施及びレビュー
- 5. <u>5</u>年間の行動計画(別添1)

パート1:ゴール及び戦略

ゴール

CCSBT戦略計画は、メンバーによる参加及び実施に関連する4つのゴールを特定している(カテゴリーC)。

- **監視、管理及び取締り(ゴール8)** 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうよう稼働する
- メンバーの義務(ゴール9)

全てのメンバーが CCSBT の規則を遵守する

• 途上国支援(ゴール10)

途上国が委員会の管理措置及び他の要件を遵守することができる

• CCSBT への参加(ゴール11)

SBTを漁獲する全ての国並びに地域的な経済統合のための機関(REIO)及び 主体を委員会に参加させるとともに、SBTの管理に協力させる。寄港国及び 市場国に対して CCSBT の目的及び管理に関する取決めに協力するよう要請 する。

戦略

戦略は、これらのゴールを達成するために提案される手段であり、それぞれのゴー ルに対応した番号を付している。

下記の戦略は、CCSBT 戦略計画において規定された戦略に基づいている(日本語版 16-17ページ)。一部の戦略については、タイトルに修正を加えており、記述も詳し くしている。戦略 8.4 は、非メンバーの IUU 漁業の監視を明示的に網羅できるよう 拡大している。

8.1 合意された MCS 措置をメンバーが実行する

遵守委員会は、メンバーによる CCSBT 保存管理措置の実施を監視する。これに は、保存管理措置の包括的なリストの維持、及び当該措置に基づくメンバーの義務 に対する各メンバーからの定期報告も含まれる。メンバーからの報告書は、遵守委 員会によって分析され、メンバーは当該報告書に関する質問及びフィードバックを 受ける。また、独立的な監査が実施される(戦略 9.1 を参照)。

遵守委員会は、既存の遵守政策を引き続き策定¹し、そして定期的にこれをレビュー する。かかる政策は、例えば文書「CCSBTの義務を遂行するための最低履行要件」 のように、メンバーの義務及び関連する履行要件を明記するものである。遵守政策 は、委員会の合意によって採択される。

¹遵守政策ガイドラインとしては、最低履行要件(CPG1)、是正措置(CPG3)及び情報収集及び共 有(CPG4)に関するものが策定されている。

8.2 遵守計画の実施

新たに発生した遵守リスクに対応するため、又は効果のない若しくは効率の悪い措置の代わりとするため、新規の措置が必要となる可能性がある。遵守委員会は、委員会に勧告する措置や義務を策定する際は、リスク管理の手法を採用する。これには、以下に掲げるものが含まれる。

- a) 委員会の目標を達成するため、追加的な MCS 措置及び/又は合意された MCS 措置の改善の必要性について評価する
- b) 実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置及びこれらの措置の実施プロセスの間のギャップを特定する

保存管理措置の変更又は追加に関する勧告には、履行要件も含まれる。

8.3 メンバーの遵守強化

漁場から市場までのSBT漁業の各段階(転載、蓄養、貿易等)における十分な遵守 を確保すべく、メンバーの取組を引き続き強化する。

遵守委員会は、メンバーが効果的な MCS 制度及び費用対効果の高い遵守業務の遂行 を計画及び実施するのを支援するための政策及びガイドラインを引き続き策定す る。かかる政策及びガイドラインは、メンバーの義務に基づくものとし、義務を遂 行しないリスクを回避、改善又は緩和するための最善の方法に焦点を合わせるもの とする。

この戦略の一環として、FAO寄港国措置協定及び各メンバーの国内法及び規制を踏まえ、寄港国による検査に関する決議をレビューする必要がある。

8.4 SBT 市場の拡大の監視

委員会及びメンバーは、非協力的非加盟国(CNSM)による SBT の漁獲量/死亡 量、及び/又はそれらの SBT 市場の拡大を積極的に監視する。これには、MCS 活動 を通じたモニタリング及び SBT に関する貿易データの定期的なレビューも含まれ る。

CCSBTの義務に反する全てのSBT漁業を支援する非メンバー及び寄港国は、 CCSBTの措置に協力するよう要請される。IUUSBT漁業への対抗措置が実施され、 これには国際法と整合的な貿易及び市場措置の適用が含まれる。

8.5 遵守に関するデータの交換

遵守委員会は、MCSに関する情報を、メンバー間で、及び必要に応じて寄港国、市 場国及び沿岸国と、交換及び共有することを促進するための政策及び規則を引き続 きレビューする。これには、必要となるデータの機密性に関する規則のレビューも 含まれる。

遵守委員会は、メンバー、その他の関係団体(寄港国、市場国、沿岸国、他の地域 漁業管理期間(RFMO)及び NGO 等)、及び一般の者との間の情報共有を促進す る。これには、情報共有を障害するものの除去、情報共有の経費を圧縮するための 制度の設立、及び委員会の情報へのオープンアクセスを最大化する政策の採択、に 積極的に取り組むことが含まれる。

8.6 事務局による MCS 業務

事務局は、遵守委員会に対して、遵守政策及びプロセスに関する助言を提供し、共 有される遵守業務の指定及び発注を支援する。

これには、以下の事項が含まれる。

- a) 提出された MCS データを分析を実施し、かかるデータの傾向を毎年報告する
- b) 事務局に提出されたデータに基づき、既存の MCS 措置の有効性を評価する
- c) CCSBTによる遵守に関する取組を管理及び監視する
- d) 遵守制度及び計画(例えば、漁獲証明制度及び報告)の管理

事務局は、予算上の決定に応じて、委員会に対して MCS に関する業務を提供するこ とができるが、これは費用対効果が高く、かつ事務局の中心的な任務である委員会 へのサポート、委員会運営の円滑化及び委員会に関する情報の管理を阻害しない形 で実施することが可能な場合とする。かかる業務は、専任職員又は業務契約を通じ て実施することができる。

8.7 調査及び開発

遵守委員会は、MCS 制度の実施を促進するべく、新しい技術及び手法に関する調査 の開始を勧告する。有望な技術については、試験的に実施し、その実用性及び費用 対効果について評価する。当該試験のための負担割合は、遵守に関するリスク及び 便益に基づくものでなければならない。試験のための資金拠出については、技術及 びその適用に応じて、メンバーが個別に又は協力して行うことができる。

9.1 メンバーの MCS 制度及びプロセスの監査

保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの履行、取締 り及び遵守に対して、定期的に監査が行われる。

遵守委員会は、メンバーに対して、当該メンバーのSBTに関連するMCS制度に対して独立的に監査が行われるよう要請する。かかる監査は、メンバーが遵守政策ガイドライン1-最低履行要件(MPR)により定義されたCCSBTにおける義務を遂行するために実施している制度及びプロセスに焦点を合わせる。監査報告書は、全てのメンバーに公表される。かかる監査の目的は、メンバーに対して、当該メンバーのMCS制度の妥当性を保証するものであり、また改善分野を特定し、そして委員会に対して当該メンバーは自らの義務を果たしていることを保証するものである。

9.2 是正措置及び改善

遵守委員会は、CCSBT 規則への違反に対して CCSBT 是正措置政策を適用し、及び CCSBT の義務の遵守を促進するためのインセンティブを定める。

メンバーが主要な保存管理措置及び義務(特に漁獲管理措置及びMCS 措置)を遵守 していないことについて、これを信じるに足る合理的な理由があった場合には、遵 守委員会は、調査を行うよう勧告する。調査結果は、委員会によって検討される。

10.1 発展途上国であるメンバー、及び適当な場合は非メンバーによる委員会の要件 の遵守への支援

遵守委員会は、委員会がメンバーに技術及び資金を提供し、当該メンバーが自らの 義務を遂行するために漁業 MCS 制度の開発及び実施を行うのを支援するよう勧告す る。支援には、以下に掲げる項目を含めることができる。

- 教育、訓練及び特別業務
- 技術コンサルタント
- 業務の共有
- 財政支援
- 遵守委員会は、途上国のメンバーと共に作業を行い、以下の事項を実施する。
 - a) 途上国による CCSBT の義務の遂行を確保するためには、いかなる分野に対 する支援が有益であるか特定する
 - b) 支援の提供方法について特定する(例:技術向上、派遣、ワークショップな ど)
 - c) 途上国が委員会の要件を実施するのを支援する計画を策定及び実施する

11.1 包括的な協力

CCSBT の管理措置の広範な実施を促進するため、遵守委員会は、

- a) NCNM によるあらゆる漁獲量/死亡量を特定し、関連する主体に対して協力 を求めるよう勧告する。
- b) 運搬船の旗国であって SBT の漁獲は行っていない国といったより幅広い当事 者による参加及び/又は協力を得るための方法について調査し、これを勧告 する。
- c) SBT に関係する重要な寄港国、市場国又は沿岸国となっている又はなりそう な非メンバー国を特定する。このような国は委員会に通報され、委員会はか かる国々に対して CCSBT の管理措置への協力を要請するかどうかについて 検討する。

パート2: 遵守に関する原則

この計画を実施する際には、以下に掲げる原則が決定のための指針となる。

*遵守要請:*メンバーは、効果的な遵守制度の実施を通じて、CCSBTの義務を遵 守するよう要請されなければならない。

*抑止策:*IUU 漁業を発見し、処罰するための効果的な抑止策が用いられなければならない。

*責任:*メンバーは、世間に対して、自身の CCSBT 上の義務を果たしていることの説明責任を有しなければならない。

公開及び透明性:

- a) 遵守に関する情報が、全てのメンバーによって利用可能な状態でなければな らない。
- b) 全てのメンバーが議論に参加しなければならない。
- c) 全ての遵守報告書は、可能な限り直ちに公表されなければならない(ただし、CCSBT 手続規則の規則 10 に従うことを条件とする)。

協力及び共同活動:メンバーは、共同活動等を通じて協力し、効果的な監視を推進し、かつ遵守のレベルを向上させなければならない。

インセンティブ:前向きなインセンティブによって、メンバーによる遵守制度の 監視及び改善が奨励されなければならない。

効率性:遵守義務は、費用対効果があるものでなければならず、メンバーに対して不当な経費を負担させてはならない。

リスク管理:保存管理措置並びにそれを支援する制度及びプロセスの変更又は追加の決定を行う際には、リスク管理の手法が適用されなければならない。

パート3:役割及び責任

メンバー

- 委員会の政策、企画及び保存管理措置の策定に関連する意思決定プロセス に積極的に参加する。
- 義務を遂行し、かつ委員会によって合意された措置を確実に遵守する。
- 効果的な漁業 MCS 制度を実施し、そして自国の船籍を持つ船舶及び許可 蓄養場がメンバーの規則²に従うことを確保する。
- 遵守委員会に対して、措置及び義務の実施状況、並びに措置及び義務を効果的に遵守するために改善が必要な全ての分野を報告する。
- 発見された全ての重大な非遵守及び実施された改善措置について報告する。
- 委員会が合意した全ての是正措置又は改善措置を実施する。

委員会

- 遵守計画及び「53年間の行動計画」を承認する。
- 全ての是正措置及び改善措置を決定する。
- 遵守委員会からの勧告を検討し、最終決定を下す。

遵守委員会

- 政策に関する枠組、ガイドライン及び技術的支援を勧告し、メンバーによる CCSBT 措置の効果的かつ一貫した実施を促進する。
- 委員会の措置に対するメンバーの履行状況を監視する。
- 年次遵守リスク評価を実施する。
- 遵守に関するリスクの特定に基づき、「<u>5</u>3年間の行動計画」(別添1)を レビューし、更新を勧告する。
- 遵守リスクに対応するべく、CCSBTの義務の追加又はその修正を勧告する。
- 監査報告をレビューし、遵守に関する監査を勧告する。
- 疑義のある重大な非遵守に対する調査を勧告し、必要な場合には、あらゆる是正措置又は改善について勧告する。

事務局

- メンバー間の建設的な作業の協力関係を促進する。
- 包括的であり、全てのメンバーを含む形であり、かつ透明性がある意思決定プロセスを推進する。
- メンバー及び委員会の任務及び責任に寄与する情報を管理及び配信する。
- 教育、特別及び専門業務の実施を推進し、委員会の措置の効果的な実施を 支援する。
- 遵守委員会のための総括及び不調和報告書を作成する。
- 遵守委員会に対して、遵守/MCS に関する政策、計画、ガイドライン及び 業務についての助言を行う。

^{2 「}規則」には、法令、許認可の条件を含む。

パート4:計画の実施及びレビュー

実施責任

遵守委員会は、委員会の指揮及び監督の下、この計画の実施運用についての責任を 有し、これには、以下の事項が含まれる。

- 年次遵守リスクレビュー
- 「<u>5</u>3年間の行動計画」の <u>5</u>3年に一度のレビュー及び更新

遵守委員会は、委員会によって検討され決定されるよう、行動計画、新しい義務、 政策、その他の行動に関する勧告を行う。

事務局は、遵守委員会及び委員会の両方に対して、技術的及び事務的な支援を行うとともに遵守政策に関する助言を行う。

レビュー

CCSBT 戦略計画がレビューされた場合には、委員会は直ちに遵守計画をレビューする。「<u>5</u>3年間の行動計画」(別添1)は、遵守委員会によって少なくとも <u>5</u>3年に一度レビューされる。

ゴール8 - 監視、管理及び取締り 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように 稼働する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
	12	採択された決議及び決定の実施を継続する。	メンバー/事務局
	13 a	以下を管理・強化する。 a) 合意済みの保存管理措置のリスト	<u>メンバー/</u> 事務局
8.1 <i>合意された</i> MCS 措置を実 行する	13b	b) 策定済みの 最低履行要件(MPRs)、特に既存の決議が改正された場合おける 所定の報告措置、並びに新たに採択された決議 (例えば大型流し網漁業に関する 決議)に関する新たな MPR の策定	事務局
	13c	c) メンバーが義務及び合意された MPRs に対する履行状況を報告するための関連 する統一的な <u>遵守委員会及び拡大委員会に対する国別年次</u> 報告書テンプレート	<u>メンバー/</u> 事務局
	14	履行報告制度(事務局による措置の遵守及び CCSBT 措置の運用に関する報告 <u>及</u> び/又は全ての合意された遵守モニタリング制度)を実施する。	事務局
8.3 遵守を強化 する (MCS 制 度及び業務)	15	他の地域漁業管理機関(RFMOs)及び国際的なネットワーク(国際的な監視、管理及び取締りネットワーク及びまぐろ遵守ネットワーク等)との関係を維持及び強化する。	事務局

ゴール8 – 監視、管理及び取締り(続き) 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように 稼働する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
8.4 SBT 市場の 拡大を監視す る	16	SBT の新市場に関する定期的なモニタリング(SBT 貿易/市場データのレビュー 及びトレンド分析を含む)	メンバー/ 事務局
8.5 <i>遵守に関す</i> るデータを共 有する	17	漁獲量及び漁獲努力量データ、及び IUU 漁業の特定に資する利用可能なあらゆる 情報/機密情報を共有する。	メンバー/必要に応 じて事務局
8.6 <i>事務局によ る MCS 業務</i>	18	MCS データを分析し傾向を報告する(毎年)。また、提出されたデータに基づき、MCS 措置の有効性にかかる評価を報告する。 こうした分析には、SBT 以外の混獲情報の収集及び提出に関して確認されたあら ゆる非遵守に関する年次総括を含むべきである。	メンバー/ 事務局
	19	WCPFCのROP転載オブザーバーの相互承認を含め、全ての転載オブザーバーが CCSBTの義務についての訓練を受けていることを確保する(SBTを含む転載であ る場合)。	事務局

ゴール9 – メンバーの義務 全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
9.2 <i>是正措置及</i> び改善	20	CCSBT ウェブサイトの公開エリアにおいて、全世界の SBT の TAC にかかるメン バー/CNM の国別配分量に関する非遵守事例、及び是正措置が特定されている <u>その他全ての CCSBT の義務に関する重要な非遵守事例、</u> 及び関連するメンバー /CNM によってとられた是正措置の詳細をアップデートする。	事務局

ゴール10 - 途上国支援			
途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
10.1 遵守支援	21	MCS 制度に関するベスト・プラクティス及び情報の特定及び共有を継続する。	メンバー <i>/</i> 事務局

ール11 - CCSBT への参加 寄港国及び市場国が CCSBT の目的及び管理取決めに協力するよう要請する。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
11.1 包括的な 協力	22	貿易及び市場分析により、並びにメンバーから提供される全ての情報(例えば IUU 漁業に関する証拠)を用いて、協力要請を行う必要がある非メンバーである 寄港国及び市場国を特定する。	メンバー/ 事務局
	23	適当な場合は、当該国を委員会に通報する。	メンバー/ 事務局